

令和 6 年 3 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

第 38 号 長門市税条例の一部を改正する条例	・・・ 1
-------------------------	-------

長門市税条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 6 年 2 月 21 日に、令和 6 年能登半島地震に係る個人住民税の雑損控除の特例に係る「地方税法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 2 号）及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」（令和 6 年政令第 34 号）が公布・施行されたことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容（雑損控除）

能登半島地震により、住宅や家財などに損害を受けた場合及び災害等に関連してやむを得ない支出をした場合は、個人住民税における雑損控除の申告において、損害金額又は災害関連支出金額を雑損控除として申告できます。

3 施行期日

公布の日